

呉市告示第278号

呉市情報公開条例（平成11年呉市条例第1号）第16条の規定により、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの同条例の運用状況を公表します。

令和8年8月7日

呉市長 新 原 芳 明

1 請求・申出の状況

令和7年度 (R7.4.1～R8.3.31)		請求・申出 件数	処理等の 件数	処 理 等 の 状 況					
				公開	部分公開	非公開	文書不存在等	取下げ	処理中
請求によるもの		89	104	21	61	4	11	7	0
申出によるもの		51	65	32	19	1	11	2	0
市 長 事 務 部 局	総 務 部	9	12	6	1	2	3		
		2	2		2				
	企 画 部								
	財 務 部	4	4			1	1	2	
		4	5	2	1		2		
	市 民 部		1				1		
		1	1	1					
	文 化 ス ポ ー ツ 部	1	1					1	
	福 祉 保 健 部	1	2				1	1	
		2	3		1	1	1		
	こ ど も 部								
	環 境 部	4	7	3	1		2	1	
		6	9	6	1		2		
	産 業 部	3	3	2	1				
		9	10	5	3		2		
部	都 市 部	56	57	5	50		1	1	
		16	18	9	5		3	1	
局	土 木 部	4	5		4	1			
		3	6	4	1		1		
局	会 計 課								
消 防 局									
		3	3	1	2				
上 下 水 道 局		2	2	1	1				
		5	6	4	1			1	
議 会									
教 育 委 員 会		4	9	4	2		2	1	
			2		2				
選 挙 管 理 委 員 会									
監 査 委 員		1	1		1				
農 業 委 員 会									
公 平 委 員 会									
固定資産評価審査委員会									

* 請求によるもの…市内在住者、市内事業所に勤務する者、市内の学校に在学する者等
申出によるもの…市外在住者等

2 請求・申出の区分

(単位:人)

区 分		人 数
請 求	市内に住所を有する者	30
	市内に事業所又は事務所を有する個人及び法人その他の団体	6
	市内に存する事業所又は事務所に勤務する者	51
	市内に存する学校に在学する者	0
	実施機関が行う事務事業に利害関係を有する者	2
申 出	請求権者以外	51
合 計		140

3 非公開・部分公開理由別内訳

(単位:件)

非公開及び 部分公開 決定件数	条 例 第 9 条 該 当 号							
	(第1号) 法令秘情 報	(第2号) 個人情報	(第2号の2) 行政機関 匿名加工 情報等	(第3号) 法人等の 事業に関 する情報	(第4号) 犯罪予防 等情報	(第5号) 審議、協 議、検討等 情報	(第6号) 行政執行 情報	(第7号) 任意提供 に係る情 報
85	2	65	0	59	11	6	4	2

* 1件の決定について、複数の非公開・部分公開理由が該当するものもある。
申出に対する回答を含む。

4 不服申立ての状況

(1) 令和7年度中の申立て

(単位:件)

不服申立て 1件	諮 問 の 有 無		情報公開審査会		裁 決 ・ 決 定 等				
			審査中	答申	認容	一部認容	棄却	却下	取下げ
	諮 問	—	—	—	—	—	—	—	—
	諮問外	1			—	—	—	1	—

(2) 制度施行時からの累計

(単位:件)

不服申立て 17件	諮 問 の 有 無		情報公開審査会		裁 決 ・ 決 定 等				
			審査中	答申	認容	一部認容	棄却	却下	取下げ
	諮 問	10	0	9	1	2	6	1	0
	諮問外	7			0	0	2	1	4

※ 諮問10件のうち、1件は諮問を撤回

5 情報公開請求等の状況

請求の内容							決定の内容			
整理 番号	請求 ・ 申出	受付年月日	実施機関	担当部等	担当課等	公文書の件名等	決定等の内容	部分公開の場合の 公開をしない部分	公開をしない理由	公開をしない場 合の条例第9条 該当号
1	請求	令和7年4月24日	市長	総務部	総務課	・日本製鉄(株)瀬戸内製鉄所呉地区跡地を含む呉地区のあり方について ・呉地区における多機能な複合防衛拠点の整備について	公開			
2	請求	令和7年4月24日	市長	総務部	総務課	日本製鉄瀬戸内製鉄所呉地区跡地に関する防衛省との協議資料一式(報道 発表資料を除く) ※対象期間が必要な場合は2020年1月1日以降でお願いします。	非公開		呉市情報公開条例第9条第5号に該当 ・本市の機関、国、独立行政法人等、他の地 方公共団体及び地方独立行政法人の内部又 は相互間における審議、検討、協議、調査研 究等に関する情報であって、公にすることに より、率直な意見の交換若しくは意思決定の 中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に 市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特 定の者に不当に利益を与え、若しくは不利 益を及ぼすおそれがあるもの	5号
3	請求	令和7年5月16日	市長	総務部	総務課	今年になって呉市から出された防衛省への要望書すべて。課を問わず。	不存在			
4	請求	令和7年5月22日	市長	総務部	総務課	・防衛省による多機能な複合防衛拠点の整備に係る住民説明会の資料につ いて ・議会協議会資料の提出について(伺い)(案件名:日本製鉄株式会社瀬戸内 製鉄所呉地区跡地に係る防衛省による多機能な複合防衛拠点の整備につ いて)	公開			
5	申出	令和7年5月27日	市長	総務部	総務課	呉市で契約した損害保険のうち、令和7年6月2日時点で保険契約期間内の損 害保険証券の写し	部分公開	・団体割引、保険料率、当該保険料率 から算出される保険料及び一括払いに よる保険料割引率 ・法人印の印影	呉市情報公開条例第9条第3号及び第4号に 該当 当該 団体割引、保険料率、当該保険料率から算 出される保険料及び一括払いによる保険料 割引率は、公にすることにより法人の事業活 動に対し、競争上の不利益を与えるおそれ があるため(第3号) 法人印の印影は、公にすることにより公共の 安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ があるため(第4号)	3号、4号
6	申出	令和7年5月29日	市長	総務部	総務課	「第6潜水艇殉難第116回追悼式」ご臨席方お願いについて(依頼・回答) 第6潜水艇殉難第116回追悼式 式次第 第6潜水艇殉難第116回追悼式 追悼の辞 第6潜水艇殉難第116回追悼式 ご来賓名簿 第6潜水艇殉難第116回追悼式 会場レイアウト 第6潜水艇殉難第116回追悼式 第六号潜水艇の殉難を偲ぶ	部分公開	個人の氏名、団体の印影	・呉市情報公開条例第9条第2号該当 個人の氏名は、公にすることにより、個人の 権利利益を侵害するおそれがあるため。 ・呉市情報公開条例第9条第4号該当 団体の印影は、公にすることにより、公共の 安全と秩序に支障を及ぼすおそれがあるた め。	2号、4号
7	請求	令和7年7月29日	市長	総務部	総務課	防衛省による多機能な複合防衛拠点の整備に係る住民説明会の開催周知に ついて	公開			
8	請求	令和7年7月29日	市長	総務部	総務課	公文書の公開請求に係る文書のうち、令和7年8月12日付け呉総総指令第4 号で公開決定した公文書以外の公文書	非公開		呉市情報公開条例第9条第5号に該当 ・本市の機関、国等、他の地方公共団体の内 部又は相互間における審議、検討、協議、調 査研究等に関する情報であって、公にするこ とにより、率直な意見の交換若しくは意思決 定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不 当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又 は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不 利益を及ぼすおそれがあるもの	5号
9	請求	令和7年7月29日	市長	総務部	総務課	5月16日の議会協議会に先立ち作成された「議事概要」の元となる基本資料 (4月24日の住民説明会の録音資料)	不存在			

請求の内容							決定の内容			
整理 番号	請求 ・ 申出	受付年月日	実施機関	担当部等	担当課等	公文書の件名等	決定等の内容	部分公開の場合の 公開をしない部分	公開をしない理由	公開をしない場 合の条例第9条 該当号
10	請求	令和7年9月22日	市長	総務部	総務課	・呉地区における多機能な複合防衛拠点の整備に係る意見交換 議事概要 ・「多機能な複合防衛拠点」に関する令和8年度概算要求（施設整備） ・海上自衛隊呉地方総監部に関する令和8年度概算要求（施設整備） ・日本製鉄（株）瀬戸内製鉄所呉地区跡地の売買契約締結に向けた基本的事項の合意について ・多機能な複合防衛拠点整備推進委員会について	公開			
11	請求	令和7年9月22日	市長	総務部	総務課	9月5日の防衛省、広島県及び呉市による意見交換会に係る出席職員の出張命令書、復命書等	不存在			
12	請求	令和7年11月17日	市長	総務部	総務課	・公開質問書（2025年8月20日付け） ・公開質問書への回答（令和7年10月7日付け）	公開			
13	請求	令和8年3月3日	市長	総務部	総務課	・席表 ・防衛省による多機能な複合防衛拠点の整備に関する住民説明会 シナリオ ・防衛省による多機能な複合防衛拠点の整備に係る住民説明会 議事概要（質疑応答）	公開			
14	請求	令和7年9月29日	市長	総務部	人事課	呉市特別職報酬等審議会第1回会議摘録（平成26年11月27日） 呉市特別職報酬等審議会第2回会議摘録（平成26年12月16日） 呉市特別職報酬等審議会第3回会議摘録（平成27年1月20日）	部分公開	発言者の氏名	呉市情報公開条例第9条第5号に該当発言者の氏名については、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため	5号
15	請求	令和8年3月23日	市長	財務部	財政課	最近の国庫負担金事務処理の状況や会計検査院指摘の有無について	取下げ			
16	申出	令和7年11月4日	市長	財務部	契約課	入札結果	公開			
17	申出	令和7年11月4日	市長	財務部	契約課	本市が一般または指名競争入札により発注し、2016年度に契約したすべての工事について調査基準価格（税抜）が記された行政文書	不存在			
18	請求	令和7年8月15日	市長	財務部	収納課	国籍別住民税の滞納金額と、国籍別納税義務者と滞納者の割合について	不存在			
19	請求	令和8年3月3日	市長	財務部	市民税課	市町村民税の法人税割の超過課税分の徴収理由と使途内訳書と廃止予定の有無	取下げ			
20	請求	令和8年3月23日	市長	財務部	市民税課	法人市民税 更正・決定調査書	非公開		地方税法第22条により守秘義務が課されているため	1号
21	申出	令和7年12月16日	市長	財務部	資産税課	・地籍図（呉市内全域） ・路線価図（呉市内全域）	公開			
22	申出	令和7年12月16日	市長	財務部	資産税課	呉市の市内全域に係る家屋図	不存在			
23	申出	令和8年1月8日	市長	財務部	資産税課	鑑定評価書 呉市昭和町10ー1	部分公開	不動産鑑定士の印影 取引事例の地積及び取引時点	法人等の印影については、公にすることにより、犯罪の予防又は捜査その他の公共安全と秩序維持に支障を及ぼすおそれがあるため。 取引事例の地積及び取引時点については、実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供された情報であって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされている情報であるため。	4号、7号
24	申出	令和7年11月4日	市長	市民部	地域協働課	令和7年度契約時の見積状況調書、令和7年度保険証券、令和3年・令和4年度・令和5年度・令和6年度・令和7年度事故件数および支払保険金額	公開			
25	請求	令和8年3月23日	市長	市民部	地域協働課	日本ユーラシア協会呉支部のロシア語を歌う会とロシア語サロンの過去10年分の参加者数と公的資金投入があればその金額と日本ユーラシア協会呉支部の会員数と歌う会とサロンの開催趣旨について	不存在			

請求の内容							決定の内容			
整理番号	請求・申出	受付年月日	実施機関	担当部等	担当課等	公文書の件名等	決定等の内容	部分公開の場合の公開をしない部分	公開をしない理由	公開をしない場合の条例第9条該当号
26	請求	令和8年3月3日	市長	文化スポーツ部	スポーツ振興課	・市政だよりくれR8年2月号9Pの補正予算の主な内容の「体育振興基金積立金の「寄附金」をスポーツ施設の・・・」の「寄附金」の寄附名と収支報告書と現在高と寄附者と「寄附金」と「体育振興基金積立金」の主旨の違いと「積立金額算出の根拠 ・令和7年12月の追加補正予算の概要の財源内訳3(1)C(A)と(B)が国からの財源内訳が超過して市債と一般財源から算定された理由と使途内訳書と廃止又は①の体育振興基金積立金を減らして充当しない理由	取下げ			
27	請求	令和7年12月1日	市長	福祉保健部	福祉保健課	令和4年3月に全国有志医師の会から受けた要望書に対し返信した小児接種に関する資料一式	不存在			
28	申出	令和7年6月17日	市長	福祉保健部	地域保健課	新型コロナ予防接種状況と死亡状況の調査	部分公開	宛名番号	宛名番号は特定の個人を識別することができ、呉市情報公開条例第9条第2号に該当するため	2号
29	申出	令和7年6月17日	市長	福祉保健部	地域保健課	新型コロナワクチンが開始された令和3年2月1日より令和6年3月31日までの呉市全市民のワクチン未接種者の①年齢②性別③死亡年月日④転出年月日⑤転入年月日⑥接種回数ごとの接種年月日・メーカー名・ロット番号 ワクチン接種者の③死亡年月日④転出年月日⑤転入年月日	不存在			
30	申出	令和8年2月6日	市長	福祉保健部	地域保健課	新型コロナ予防接種状況と死亡状況の調査	非公開		法令(条例を含む。以下同じ。)の規定により、公開することができない情報であるため	1号
31	請求	令和8年3月3日	市長	福祉保健部	生活支援課	「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」(令和8年1月23日)第2回関係関係会議決定の概要の4(主に34ページ付近)の在留資格別などの生活保護の利用実態データ収集実施の予定がある為その情報公開の希望	取下げ			
32	請求	令和8年3月3日	市長	環境部	環境政策課	プラスチック資源の分別回収と資源回収の経費内訳	取下げ			
33	請求	令和7年6月16日	市長	環境部	環境試験センター	・土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第14条第1項に基づく指定の申請による「形質変更時要届出区域」としての指定及び告示について(伺い) ・土壤汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壤汚染対策法の施行について	公開			
34	請求	令和7年6月16日	市長	環境部	環境試験センター	・指定の申請書 ・地歴調査業務報告書	部分公開	敷地平面図の施設配置に係る施設名称等、取引事業者、PCB使用機器の型式等、届出者等の印影及び個人情報	・特定の個人を識別できる氏名のため ・敷地平面図の施設配置に係る施設名称等、取引事業者、PCB使用機器の型式等を公開することにより法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため ・届出者等の印影を公開することにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため	2号、3号、4号
35	請求	令和7年6月16日	市長	環境部	環境試験センター	・土壤汚染調査業務報告書	不存在			
36	申出	令和7年6月16日	市長	環境部	環境試験センター	・土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第14条第1項に基づく指定の申請による「形質変更時要届出区域」としての指定及び告示について(伺い) ・土壤汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壤汚染対策法の施行について	公開			
37	申出	令和7年6月16日	市長	環境部	環境試験センター	・指定の申請書 ・地歴調査業務報告書	部分公開	敷地平面図の施設配置に係る施設名称等、取引事業者、PCB使用機器の型式等、届出者等の印影及び個人情報	・特定の個人を識別できる氏名のため ・敷地平面図の施設配置に係る施設名称等、取引事業者、PCB使用機器の型式等を公開することにより法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため ・届出者等の印影を公開することにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため	2号、3号、4号

請求の内容							決定の内容			
整理番号	請求・申出	受付年月日	実施機関	担当部等	担当課等	公文書の件名等	決定等の内容	部分公開の場合の公開をしない部分	公開をしない理由	公開をしない場合の条例第9条該当号
38	申出	令和7年6月16日	市長	環境部	環境試験センター	・土壌汚染調査業務報告書	不存在			
39	申出	令和7年10月5日	市長	環境部	環境試験センター	ばい煙発生施設一覧	公開			
40	請求	令和7年11月20日	市長	環境部	環境試験センター	①令和7年6月11日付け形一13で形質変更時要届出区域に指定した土地に関する形質変更時要届出区域台帳 添付資料2 申請に係る土地の場所を明らかにした図面 指定区域の範囲図 ②令和7年9月17日付け土壌汚染対策法の規定による形質変更時要届出区域の改正告示について ④令和7年3月28日付け「指定の申請書」のうち、指定区域に係る地番の登記簿謄本に関する部分	公開			
41	請求	令和7年11月20日	市長	環境部	環境試験センター	③当該区域が「形質変更時要届出区域のうち、一定の土地の条件に合致する」ための「条件」を記載した文書（審査基準） ⑤令和7年6月11日の「形質変更時要届出区域」指定時に当該区域の指定を行わなかった理由を記載した文書 ⑥日本製鉄が当該区域の指定を申請ないし依頼した文書及びその後の同社との往復文書すべて ⑦指定に当たり典拠とした法解説（『逐条 土壌汚染対策法』など）、所管官庁の施行通知等、審査基準、事務連絡等、その他参考資料（審議会答申など）（同書所収など）の該当部分の写し	不存在			
42	申出	令和7年12月5日	市長	環境部	環境試験センター	水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設届出事業場一覧表	公開			
43	請求	令和7年12月15日	市長	環境部	環境試験センター	令和4年度から令和7年度までの呉地先（15地点）海域、野呂川（浦尻）、野呂川貯水池の水質データ（令和7年度は11月まで）	公開			
44	申出	令和8年1月8日	市長	環境部	環境試験センター	大気汚染防止法によるばい煙発生施設一覧表、 広島県生活環境の保全等に関する条例によるばい煙関係特定施設一覧表	公開			
45	申出	令和8年1月8日	市長	環境部	環境試験センター	ばい煙発生施設の事業所名、所在地、施設設置年月日、使用燃料のうち、広島県生活環境の保全等に関する条例によるばい煙関係特定施設の使用燃料	不存在			
46	申出	令和8年1月22日	市長	環境部	環境試験センター	大気汚染防止法によるばい煙発生施設一覧表	公開			
47	申出	令和8年2月27日	市長	環境部	環境試験センター	大気汚染防止法によるばい煙発生施設一覧表、 電気事業法によるばい煙発生施設一覧表	公開			
48	申出	令和7年8月7日	市長	産業部	商工振興課	ハローズ呉広店の大規模小売店舗届出書の届出内容のうち、店舗の名称・所在地・新設日・店舗面積の合計、広域見取図、平面図・建物配置図（1階部分のみ）	公開			
49	請求	令和7年12月25日	市長	産業部	商工振興課	令和6年度高齢者労働能力活用事業補助金適用経費内訳書	公開			
50	申出	令和8年2月12日	市長	産業部	商工振興課	藤三白岳店の大規模小売店舗届出書の届出内容のうち、店舗の名称・所在地・新設日・店舗面積の合計、広域見取図、周辺見取図、平面図・建物配置図（1階部分のみ）	公開			
51	申出	令和7年11月28日	市長	産業部	観光振興課	食品催し物届	部分公開	個人の氏名、住所、生年月日及び電話番号	個人の氏名等については、特定の個人を識別でき、又は公にすることにより、個人の権利利益を侵害するおそれがあるため	2号
52	申出	令和7年11月28日	市長	産業部	観光振興課	○当該法人等が市内イベントを開催するにあたり提出された後援申請・市内の施設の使用許可申請 ○当該法人等と市・指定管理者がイベント開催のために行ったやり取り ○当該法人等に呉海自カレーを認定するにあたり行われたやり取り及び提出された書類・提供したカレーの食数 ○当該法人等に提供されたいはやカレーのレシピ	不存在			

請求の内容							決定の内容			
整理 番号	請求 ・ 申出	受付年月日	実施機関	担当部等	担当課等	公文書の件名等	決定等の内容	部分公開の場合の 公開をしない部分	公開をしない理由	公開をしない場合の 条例第9条 該当号
53	申出	令和7年5月28日	市長	産業部	海事歴史科学館学芸課	『呉市海事歴史科学館及び呉市入船山記念館』の過去5年度分(令和2～6年度)の収支実績資料(「公の施設の指定管理者のモニタリング評価票」記載の収支資料よりも詳細なもの)	不存在			
54	申出	令和7年6月17日	市長	産業部	海事歴史科学館学芸課	呉市海事歴史科学館及び呉市入船山記念館の平成31年度(令和元年度)指定管理者年次報告書(事業概要、収支報告)	部分公開	指定管理者年次事業報告書の内、相手側企業の事業活動であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの	呉市情報公開条例第9条第3号に該当 当該提出書類には、事業者の経営ノウハウや事業計画に関するアイデア等が含まれており、これらを公開することにより当該事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため	3号
55	請求	令和7年12月18日	市長	産業部	海事歴史科学館学芸課	令和7年9月補正予算要求資料(水上偵察機「瑞雲」展示業務 経費内訳等)	公開			
56	申出	令和8年1月28日	市長	産業部	海事歴史科学館学芸課	・緑地行為許可申請の承認等に係る副申の提出について ・緑地行為許可書(大和波止場) ・Fwd: 住民記録グループへのお問合せメール	部分公開	個人の氏名・住所・メールアドレス・電話番号	呉市情報公開条例第9条第2号に該当 個人の氏名・住所・メールアドレス及び電話番号は特定の個人を識別できるもの又は公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるため。	2号
57	申出	令和8年1月28日	市長	産業部	海事歴史科学館学芸課	・緑地行為許可申請の承認等について ・宝町緑地(大和波止場)の目的外使用について	公開			
58	請求	令和8年3月13日	市長	産業部	港湾漁港課	公有水面埋立免許願書・免許書・同意書	部分公開	法人の印影	法人の印影は、公にあることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼす恐れがあるため	4号
59	申出	令和7年7月22日	市長	産業部	農林土木課	令和7年度呉市建設工事参考図書 ・農業用水路改良工事(石持水路) ・道路舗装整備工事(女子畑赤向坂線) ・道路改良工事(本通八幡町線) ・農業用水路改良工事(石ヶ鼻水路)	公開			
60	申出	令和7年11月19日	市長	産業部	港湾漁港課・農林土木課	設計図書 ①中央棧橋第二さん橋補修設計業務 ②橋梁詳細設計業務(天崎橋・車道橋) ③橋梁耐震補強設計業務(長大橋) ④広多賀谷緑地(サッカー場及び野球場)整備測量設計業務 ⑤先奥浮桟橋渡橋設計業務 ⑥広多賀谷緑地(サッカー場及び野球場)整備実施設計業務 ⑦ため池廃止測量設計業務(寒風池外9池)	公開			
61	申出	令和7年4月11日	市長	都市部	都市計画課	令和7年1月1日から令和7年3月31日の間に、呉市住居表示に関する条例第3条の規定に基づき、住居番号を付定した建物等に係る新築届一覧表及び該当街区の住居表示台帳	公開			
62	申出	令和7年4月21日	市長	都市部	都市計画課	呉市広古新開9丁目33街区の住居表示台帳 ※呉市広古新開九丁目1013番11、1013番10上の建物の住居表示	公開			
63	請求	令和7年6月4日	市長	都市部	都市計画課	呉市西中央2丁目2街区の住居表示台帳	公開			
64	申出	令和7年7月4日	市長	都市部	都市計画課	呉市梅木町4街区の住居表示台帳	公開			
65	申出	令和7年7月4日	市長	都市部	都市計画課	令和7年4月1日から令和7年6月30日の間に、呉市住居表示に関する条例第3条の規定に基づき、住居番号を付定した建物等に係る新築届一覧表及び該当街区の住居表示台帳	部分公開	注釈等の氏名	注釈等の氏名は、個人情報であるため。	2号
66	申出	令和7年7月14日	市長	都市部	都市計画課	呉市焼山東一丁目16街区の住居表示台帳	取下げ			2号
67	請求	令和7年7月18日	市長	都市部	都市計画課	呉市川尻町久俊2丁目7番街区の住居表示台帳	公開			
68	申出	令和7年7月23日	市長	都市部	都市計画課	呉市押込西平町42街区・焼山北三丁目30街区・焼山本庄二丁目8街区・焼山東一丁目16街区・焼山中央三丁目17街区の住居表示台帳	公開			

請求の内容							決定の内容			
整理番号	請求・申出	受付年月日	実施機関	担当部等	担当課等	公文書の件名等	決定等の内容	部分公開の場合の公開をしない部分	公開をしない理由	公開をしない場合の条例第9条該当号
69	申出	令和7年8月22日	市長	都市部	都市計画課	押込五丁目5街区・押込六丁目19街区・焼山泉ヶ丘二丁目15街区・焼山中央一丁目21街区・焼山中央二丁目1街区・焼山東二丁目13街区・焼山宮ヶ追一丁目32街区の住居表示台帳	公開			
70	申出	令和7年8月25日	市長	都市部	都市計画課	令和7年1月1日から令和7年6月30日の間に、呉市住居表示に関する条例第3条の規定に基づき、住居番号を付定した建物等に係る新築届一覧表及び該当街区の住居表示台帳	部分公開	注釈等の氏名	注釈等の氏名は、個人情報であるため。	2号
71	申出	令和7年9月2日	市長	都市部	都市計画課	広古新開六丁目11街区・15街区・16街区・広古新開八丁目26街区・広本町三丁目14街区・広徳丸町11街区・14街区・23街区・広杭本町2街区・仁方錦町3街区・広大新開二丁目18街区・23街区・広大新開三丁目1街区・7街区の住居表示台帳	公開			
72	請求	令和7年10月2日	市長	都市部	都市計画課	呉市焼山松ヶ丘二丁目4番街区の住居表示台帳	公開			
73	請求	令和7年10月14日	市長	都市部	都市計画課	呉市東中央三丁目7番街区の住居表示台帳	公開			
74	申出	令和7年10月3日	市長	都市部	都市計画課	令和7年7月1日から令和7年9月30日の間に、呉市住居表示に関する条例第3条の規定に基づき、住居番号を付定した建物等に係る新築届一覧表及び該当街区の住居表示台帳	部分公開	注釈等の氏名	注釈等の氏名は、個人情報であるため。	2号
75	申出	令和7年11月20日	市長	都市部	都市計画課	呉駅南拠点整備、広吉松土地区画整理事業に係る、換地前後の地番が対照できる新旧（旧新）地番対照表（換地処分登記明細書又は土地区画整理法施行規則第13条に基づく各筆換地明細でも可）	不存在			
76	請求	令和7年11月20日	市長	都市部	都市計画課	令和5年5月17日付け都市計画課協議録（若葉町大麗女島の弾薬庫（火薬庫）について）	公開			
77	請求	令和7年11月20日	市長	都市部	都市計画課	1 大麗女島の土地利用に関する次の文書 ② ①の相談に対して開発許可及び建築許可は不要である旨を回答することを伺う原議書 ③ ②の回答に当たり典拠した法解説（「開発許可制度の解説」など）、所管官庁の施行通知等、運用指針（審査基準）、事務連絡等、その他参考資料（審議会答申など）（「都市計画法令要覧」所収など）の該当部分の写し ④ 大麗女島の土地利用に関して適用される（現在及び将来）次の法令の該当条文 都市計画法、建築基準法、宅地造成等規制法、森林法、都市緑地法、道路法、自然公園法、港湾法、公有水面埋立法、呉市景観条例、火薬類取締法、消防法、水質汚染防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律、その他	不存在			
78	請求	令和7年12月25日	市長	都市部	都市計画課	市営駐車場の各場所別収支内訳書	取下げ			
79	申出	令和8年1月7日	市長	都市部	都市計画課	令和7年10月1日から令和7年12月31日の間に、呉市住居表示に関する条例第3条の規定に基づき、住居番号を付定した建物等に係る新築届一覧表及び該当街区の住居表示台帳	部分公開	注釈等の氏名	注釈等の氏名は、個人情報であるため。	2号
80	申出	令和8年1月20日	市長	都市部	都市計画課	別紙 137街区の住居表示台帳及び別紙リストの街区配置図	公開			
81	申出	令和8年1月20日	市長	都市部	都市計画課	別紙リストのうち、音戸町南隠渡一丁目・三丁目・四丁目・築地町の街区配置図	不存在			

請求の内容							決定の内容			
整理 番号	請求 ・ 申出	受付年月日	実施機関	担当部等	担当課等	公文書の件名等	決定等の内容	部分公開の場合の 公開をしない部分	公開をしない理由	公開をしない場合の 条例第9条 該当号
82	申出	令和8年2月8日	市長	都市部	都市計画課	工事名「古新開地区街路及び下水道築造工事（26街区外）」 1. 工事目的物の引渡書 2. 工事完成検査調書 3 工事完成届	部分公開	現場代理人の氏名 団体の印影	・ 呉市情報公開条例第9条第2号に該当 現場代理人の氏名は特定の個人を識別で きるため ・ 呉市情報公開条例第9条第4号に該当 団体の印影は、公にすることにより、 公共の安全と秩序に支障を及ぼすおそれ があるため	2号、4号
83	申出	令和8年2月8日	市長	都市部	都市計画課	工事名「古新開地区街路及び下水道築造工事（26街区外）」 1. 工事検査依頼書 2. 図面番号1「位置図、標準断面図」 3. 図面番号8-1「L型擁壁割付平面図」 4. 図面番号10「構造図（プレキャストL型擁壁）」	公開			
84	申出	令和7年6月1日	市長	都市部	交通政策課	旧呉市交通局市営バス車両の固定資産台帳（バス一台、一台の）、（交通 局廃止時～過去の車両の物、残っている物全て）	不存在			
85	申出	令和7年8月18日	市長	都市部	交通政策課	呉市交通事業者燃料価格等高騰対策支援給付金申請の際取得している一 般乗合旅客自動車運送事業者乗合バス車両、一般貸切旅客自動車運送事 業者貸切バス車両の自動車登録事項等写し。・ 呉市生活バス車両一覧 表、自動車検査証記録事項写し。（現有車両）	公開			
86	請求	令和7年4月7日	市長	都市部	建築指導課	建設工事に係る資材の再資源に関する法律対象工事に係る届出受付（令 和7年4月1日から令和7年4月7日まで）	部分公開	届出者氏名、届出者住所（転居前）、 届出者住所（転居後）、届出者住所 （転居先）、電話番号及び工事名のう ち、個人に関する事項、請負金額	・ 個人情報の保護に関する法律第70条 及び呉市情報公開条例第9条第2号に該 当（届出者指名、届出者住所、電話番号及 び工事名のうち、個人に関する事項は、 個人に関する情報であって、特定の個人 を識別することができるものであるため） ・ 呉市情報公開条例第9条第3号に該当 （請負金額は、当該事業者の競争上の地位 その他正当な利益を害するおそれがある 情報であるため）	2号、3号
87	請求	令和7年4月14日	市長	都市部	建築指導課	建設工事に係る資材の再資源に関する法律対象工事に係る届出受付（令 和7年4月8日から令和7年4月14日まで）	部分公開	届出者氏名、届出者住所（転居前）、 届出者住所（転居後）、届出者住所 （転居先）、電話番号及び工事名のう ち、個人に関する事項、請負金額	・ 個人情報の保護に関する法律第70条 及び呉市情報公開条例第9条第2号に該 当（届出者指名、届出者住所、電話番号及 び工事名のうち、個人に関する事項は、 個人に関する情報であって、特定の個人 を識別することができるものであるため） ・ 呉市情報公開条例第9条第3号に該当 （請負金額は、当該事業者の競争上の地位 その他正当な利益を害するおそれがある 情報であるため）	2号、3号
88	請求	令和7年4月21日	市長	都市部	建築指導課	建設工事に係る資材の再資源に関する法律対象工事に係る届出受付（令 和7年4月15日から令和7年4月21日まで）	部分公開	届出者氏名、届出者住所（転居前）、 届出者住所（転居後）、届出者住所 （転居先）、電話番号及び工事名のう ち、個人に関する事項、請負金額	・ 個人情報の保護に関する法律第70条 及び呉市情報公開条例第9条第2号に該 当（届出者指名、届出者住所、電話番号及 び工事名のうち、個人に関する事項は、 個人に関する情報であって、特定の個人 を識別することができるものであるため） ・ 呉市情報公開条例第9条第3号に該当 （請負金額は、当該事業者の競争上の地位 その他正当な利益を害するおそれがある 情報であるため）	2号、3号

請求の内容							決定の内容			
整理 番号	請求 ・ 申出	受付年月日	実施機関	担当部等	担当課等	公文書の件名等	決定等の内容	部分公開の場合の 公開をしない部分	公開をしない理由	公開をしない場 合の条例第9条 該当号
89	請求	令和7年4月28日	市長	都市部	建築指導課	建設工事に係る資材の再資源に関する法律対象工事に係る届出受付(令和7年4月22日から令和7年4月28日まで)	部分公開	届出者氏名, 届出者住所(転居前), 届出者住所(転居後), 届出者住所(転居先), 電話番号及び工事名のうち, 個人に関する事項, 請負金額	・個人情報の保護に関する法律第70条及び呉市情報公開条例第9条第2号に該当(届出者指名, 届出者住所, 電話番号及び工事名のうち, 個人に関する事項は, 個人に関する情報であって, 特定の個人を識別することができるものであるため) ・呉市情報公開条例第9条第3号に該当(請負金額は, 当該事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報であるため)	2号, 3号
90	請求	令和7年5月7日	市長	都市部	建築指導課	建設工事に係る資材の再資源に関する法律対象工事に係る届出受付(令和7年4月29日から令和7年5月5日まで)	部分公開	届出者氏名, 届出者住所(転居前), 届出者住所(転居後), 届出者住所(転居先), 電話番号及び工事名のうち, 個人に関する事項, 請負金額	・個人情報の保護に関する法律第70条及び呉市情報公開条例第9条第2号に該当(届出者指名, 届出者住所, 電話番号及び工事名のうち, 個人に関する事項は, 個人に関する情報であって, 特定の個人を識別することができるものであるため) ・呉市情報公開条例第9条第3号に該当(請負金額は, 当該事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報であるため)	2号, 3号
91	請求	令和7年5月13日	市長	都市部	建築指導課	建設工事に係る資材の再資源に関する法律対象工事に係る届出受付(令和7年5月6日から令和7年5月12日まで)	部分公開	届出者氏名, 届出者住所(転居前), 届出者住所(転居後), 届出者住所(転居先), 電話番号及び工事名のうち, 個人に関する事項, 請負金額	・個人情報の保護に関する法律第70条及び呉市情報公開条例第9条第2号に該当(届出者指名, 届出者住所, 電話番号及び工事名のうち, 個人に関する事項は, 個人に関する情報であって, 特定の個人を識別することができるものであるため) ・呉市情報公開条例第9条第3号に該当(請負金額は, 当該事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報であるため)	2号, 3号
92	請求	令和7年5月20日	市長	都市部	建築指導課	建設工事に係る資材の再資源に関する法律対象工事に係る届出受付(令和7年5月13日から令和7年5月19日まで)	部分公開	届出者氏名, 届出者住所(転居前), 届出者住所(転居後), 届出者住所(転居先), 電話番号及び工事名のうち, 個人に関する事項, 請負金額	・個人情報の保護に関する法律第70条及び呉市情報公開条例第9条第2号に該当(届出者指名, 届出者住所, 電話番号及び工事名のうち, 個人に関する事項は, 個人に関する情報であって, 特定の個人を識別することができるものであるため) ・呉市情報公開条例第9条第3号に該当(請負金額は, 当該事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報であるため)	2号, 3号
93	請求	令和7年5月26日	市長	都市部	建築指導課	建設工事に係る資材の再資源に関する法律対象工事に係る届出受付(令和7年5月20日から令和7年5月26日まで)	部分公開	届出者氏名, 届出者住所(転居前), 届出者住所(転居後), 届出者住所(転居先), 電話番号及び工事名のうち, 個人に関する事項, 請負金額	・個人情報の保護に関する法律第70条及び呉市情報公開条例第9条第2号に該当(届出者指名, 届出者住所, 電話番号及び工事名のうち, 個人に関する事項は, 個人に関する情報であって, 特定の個人を識別することができるものであるため) ・呉市情報公開条例第9条第3号に該当(請負金額は, 当該事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報であるため)	2号, 3号

請求の内容							決定の内容			
整理 番号	請求 ・ 申出	受付年月日	実施機関	担当部等	担当課等	公文書の件名等	決定等の内容	部分公開の場合の 公開をしない部分	公開をしない理由	公開をしない場 合の条例第9条 該当号
94	請求	令和7年6月2日	市長	都市部	建築指導課	建設工事に係る資材の再資源に関する法律対象工事に係る届出受付(令和7年5月27日から令和7年6月2日まで)	部分公開	届出者氏名, 届出者住所(転居前), 届出者住所(転居後), 届出者住所(転居先), 電話番号及び工事名のうち, 個人に関する事項, 請負金額	・個人情報の保護に関する法律第70条及び呉市情報公開条例第9条第2号に該当(届出者指名, 届出者住所, 電話番号及び工事名のうち, 個人に関する事項は, 個人に関する情報であって, 特定の個人を識別することができるものであるため) ・呉市情報公開条例第9条第3号に該当(請負金額は, 当該事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報であるため)	2号, 3号
95	請求	令和7年6月9日	市長	都市部	建築指導課	建設工事に係る資材の再資源に関する法律対象工事に係る届出受付(令和7年6月3日から令和7年6月9日まで)	部分公開	届出者氏名, 届出者住所(転居前), 届出者住所(転居後), 届出者住所(転居先), 電話番号及び工事名のうち, 個人に関する事項, 請負金額	・個人情報の保護に関する法律第70条及び呉市情報公開条例第9条第2号に該当(届出者指名, 届出者住所, 電話番号及び工事名のうち, 個人に関する事項は, 個人に関する情報であって, 特定の個人を識別することができるものであるため) ・呉市情報公開条例第9条第3号に該当(請負金額は, 当該事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報であるため)	2号, 3号
96	請求	令和7年6月16日	市長	都市部	建築指導課	建設工事に係る資材の再資源に関する法律対象工事に係る届出受付(令和7年6月10日から令和7年6月16日まで)	部分公開	届出者氏名, 届出者住所(転居前), 届出者住所(転居後), 届出者住所(転居先), 電話番号及び工事名のうち, 個人に関する事項, 請負金額	・個人情報の保護に関する法律第70条及び呉市情報公開条例第9条第2号に該当(届出者指名, 届出者住所, 電話番号及び工事名のうち, 個人に関する事項は, 個人に関する情報であって, 特定の個人を識別することができるものであるため) ・呉市情報公開条例第9条第3号に該当(請負金額は, 当該事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報であるため)	2号, 3号
97	請求	令和7年6月23日	市長	都市部	建築指導課	建設工事に係る資材の再資源に関する法律対象工事に係る届出受付(令和7年6月17日から令和7年6月23日まで)	部分公開	届出者氏名, 届出者住所(転居前), 届出者住所(転居後), 届出者住所(転居先), 電話番号及び工事名のうち, 個人に関する事項, 請負金額	・個人情報の保護に関する法律第70条及び呉市情報公開条例第9条第2号に該当(届出者指名, 届出者住所, 電話番号及び工事名のうち, 個人に関する事項は, 個人に関する情報であって, 特定の個人を識別することができるものであるため) ・呉市情報公開条例第9条第3号に該当(請負金額は, 当該事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報であるため)	2号, 3号
98	請求	令和7年6月30日	市長	都市部	建築指導課	建設工事に係る資材の再資源に関する法律対象工事に係る届出受付(令和7年6月24日から令和7年6月30日まで)	部分公開	届出者氏名, 届出者住所(転居前), 届出者住所(転居後), 届出者住所(転居先), 電話番号及び工事名のうち, 個人に関する事項, 請負金額	・個人情報の保護に関する法律第70条及び呉市情報公開条例第9条第2号に該当(届出者指名, 届出者住所, 電話番号及び工事名のうち, 個人に関する事項は, 個人に関する情報であって, 特定の個人を識別することができるものであるため) ・呉市情報公開条例第9条第3号に該当(請負金額は, 当該事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報であるため)	2号, 3号

請求の内容							決定の内容			
整理 番号	請求 ・ 申出	受付年月日	実施機関	担当部等	担当課等	公文書の件名等	決定等の内容	部分公開の場合の 公開をしない部分	公開をしない理由	公開をしない場 合の条例第9条 該当号
99	請求	令和7年7月8日	市長	都市部	建築指導課	建設工事に係る資材の再資源に関する法律対象工事に係る届出受付(令和7年7月1日から令和7年7月7日まで)	部分公開	届出者氏名, 届出者住所(転居前), 届出者住所(転居後), 届出者住所(転居先), 電話番号及び工事名のうち, 個人に関する事項, 請負金額	・個人情報の保護に関する法律第70条及び呉市情報公開条例第9条第2号に該当(届出者指名, 届出者住所, 電話番号及び工事名のうち, 個人に関する事項は, 個人に関する情報であって, 特定の個人を識別することができるものであるため) ・呉市情報公開条例第9条第3号に該当(請負金額は, 当該事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報であるため)	2号, 3号
100	請求	令和7年7月15日	市長	都市部	建築指導課	建設工事に係る資材の再資源に関する法律対象工事に係る届出受付(令和7年7月8日から令和7年7月14日まで)	部分公開	届出者氏名, 届出者住所(転居前), 届出者住所(転居後), 届出者住所(転居先), 電話番号及び工事名のうち, 個人に関する事項, 請負金額	・個人情報の保護に関する法律第70条及び呉市情報公開条例第9条第2号に該当(届出者指名, 届出者住所, 電話番号及び工事名のうち, 個人に関する事項は, 個人に関する情報であって, 特定の個人を識別することができるものであるため) ・呉市情報公開条例第9条第3号に該当(請負金額は, 当該事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報であるため)	2号, 3号
101	請求	令和7年7月22日	市長	都市部	建築指導課	建設工事に係る資材の再資源に関する法律対象工事に係る届出受付(令和7年7月15日から令和7年7月21日まで)	部分公開	届出者氏名, 届出者住所(転居前), 届出者住所(転居後), 届出者住所(転居先), 電話番号及び工事名のうち, 個人に関する事項, 請負金額	・個人情報の保護に関する法律第70条及び呉市情報公開条例第9条第2号に該当(届出者指名, 届出者住所, 電話番号及び工事名のうち, 個人に関する事項は, 個人に関する情報であって, 特定の個人を識別することができるものであるため) ・呉市情報公開条例第9条第3号に該当(請負金額は, 当該事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報であるため)	2号, 3号
102	請求	令和7年7月28日	市長	都市部	建築指導課	建設工事に係る資材の再資源に関する法律対象工事に係る届出受付(令和7年7月22日から令和7年7月28日まで)	部分公開	届出者氏名, 届出者住所(転居前), 届出者住所(転居後), 届出者住所(転居先), 電話番号及び工事名のうち, 個人に関する事項, 請負金額	・個人情報の保護に関する法律第70条及び呉市情報公開条例第9条第2号に該当(届出者指名, 届出者住所, 電話番号及び工事名のうち, 個人に関する事項は, 個人に関する情報であって, 特定の個人を識別することができるものであるため) ・呉市情報公開条例第9条第3号に該当(請負金額は, 当該事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報であるため)	2号, 3号
103	請求	令和7年8月4日	市長	都市部	建築指導課	建設工事に係る資材の再資源に関する法律対象工事に係る届出受付(令和7年7月29日から令和7年8月4日まで)	部分公開	届出者氏名, 届出者住所(転居前), 届出者住所(転居後), 届出者住所(転居先), 電話番号及び工事名のうち, 個人に関する事項, 請負金額	・個人情報の保護に関する法律第70条及び呉市情報公開条例第9条第2号に該当(届出者指名, 届出者住所, 電話番号及び工事名のうち, 個人に関する事項は, 個人に関する情報であって, 特定の個人を識別することができるものであるため) ・呉市情報公開条例第9条第3号に該当(請負金額は, 当該事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報であるため)	2号, 3号

請求の内容							決定の内容			
整理 番号	請求 ・ 申出	受付年月日	実施機関	担当部等	担当課等	公文書の件名等	決定等の内容	部分公開の場合の 公開をしない部分	公開をしない理由	公開をしない場合の 条例第9条 該当号
104	請求	令和7年8月12日	市長	都市部	建築指導課	建設工事に係る資材の再資源に関する法律対象工事に係る届出受付(令和7年8月5日から令和7年8月11日まで)	部分公開	届出者氏名, 届出者住所(転居前), 届出者住所(転居後), 届出者住所(転居先), 電話番号及び工事名のうち, 個人に関する事項, 請負金額	・個人情報の保護に関する法律第70条及び呉市情報公開条例第9条第2号に該当(届出者指名, 届出者住所, 電話番号及び工事名のうち, 個人に関する事項は, 個人に関する情報であって, 特定の個人を識別することができるものであるため) ・呉市情報公開条例第9条第3号に該当(請負金額は, 当該事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報であるため)	2号, 3号
105	請求	令和7年8月18日	市長	都市部	建築指導課	建設工事に係る資材の再資源に関する法律対象工事に係る届出受付(令和7年8月12日から令和7年8月18日まで)	部分公開	届出者氏名, 届出者住所(転居前), 届出者住所(転居後), 届出者住所(転居先), 電話番号及び工事名のうち, 個人に関する事項, 請負金額	・個人情報の保護に関する法律第70条及び呉市情報公開条例第9条第2号に該当(届出者指名, 届出者住所, 電話番号及び工事名のうち, 個人に関する事項は, 個人に関する情報であって, 特定の個人を識別することができるものであるため) ・呉市情報公開条例第9条第3号に該当(請負金額は, 当該事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報であるため)	2号, 3号
106	請求	令和7年8月26日	市長	都市部	建築指導課	建設工事に係る資材の再資源に関する法律対象工事に係る届出受付(令和7年8月19日から令和7年8月25日まで)	部分公開	届出者氏名, 届出者住所(転居前), 届出者住所(転居後), 届出者住所(転居先), 電話番号及び工事名のうち, 個人に関する事項, 請負金額	・個人情報の保護に関する法律第70条及び呉市情報公開条例第9条第2号に該当(届出者指名, 届出者住所, 電話番号及び工事名のうち, 個人に関する事項は, 個人に関する情報であって, 特定の個人を識別することができるものであるため) ・呉市情報公開条例第9条第3号に該当(請負金額は, 当該事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報であるため)	2号, 3号
107	請求	令和7年9月2日	市長	都市部	建築指導課	建設工事に係る資材の再資源に関する法律対象工事に係る届出受付(令和7年8月26日から令和7年9月1日まで)	部分公開	届出者氏名, 届出者住所(転居前), 届出者住所(転居後), 届出者住所(転居先), 電話番号及び工事名のうち, 個人に関する事項, 請負金額	・個人情報の保護に関する法律第70条及び呉市情報公開条例第9条第2号に該当(届出者指名, 届出者住所, 電話番号及び工事名のうち, 個人に関する事項は, 個人に関する情報であって, 特定の個人を識別することができるものであるため) ・呉市情報公開条例第9条第3号に該当(請負金額は, 当該事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報であるため)	2号, 3号
108	請求	令和7年9月8日	市長	都市部	建築指導課	建設工事に係る資材の再資源に関する法律対象工事に係る届出受付(令和7年9月2日から令和7年9月8日まで)	部分公開	届出者氏名, 届出者住所(転居前), 届出者住所(転居後), 届出者住所(転居先), 電話番号及び工事名のうち, 個人に関する事項, 請負金額	・個人情報の保護に関する法律第70条及び呉市情報公開条例第9条第2号に該当(届出者指名, 届出者住所, 電話番号及び工事名のうち, 個人に関する事項は, 個人に関する情報であって, 特定の個人を識別することができるものであるため) ・呉市情報公開条例第9条第3号に該当(請負金額は, 当該事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報であるため)	2号, 3号

請求の内容							決定の内容			
整理 番号	請求 ・ 申出	受付年月日	実施機関	担当部等	担当課等	公文書の件名等	決定等の内容	部分公開の場合の 公開をしない部分	公開をしない理由	公開をしない場合の 条例第9条 該当号
109	請求	令和7年9月16日	市長	都市部	建築指導課	建設工事に係る資材の再資源に関する法律対象工事に係る届出受付(令和7年9月9日から令和7年9月15日まで)	部分公開	届出者氏名, 届出者住所(転居前), 届出者住所(転居後), 届出者住所(転居先), 電話番号及び工事名のうち, 個人に関する事項, 請負金額	・個人情報の保護に関する法律第70条及び呉市情報公開条例第9条第2号に該当(届出者指名, 届出者住所, 電話番号及び工事名のうち, 個人に関する事項は, 個人に関する情報であって, 特定の個人を識別することができるものであるため) ・呉市情報公開条例第9条第3号に該当(請負金額は, 当該事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報であるため)	2号, 3号
110	請求	令和7年9月22日	市長	都市部	建築指導課	建設工事に係る資材の再資源に関する法律対象工事に係る届出受付(令和7年9月16日から令和7年9月22日まで)	部分公開	届出者氏名, 届出者住所(転居前), 届出者住所(転居後), 届出者住所(転居先), 電話番号及び工事名のうち, 個人に関する事項, 請負金額	・個人情報の保護に関する法律第70条及び呉市情報公開条例第9条第2号に該当(届出者指名, 届出者住所, 電話番号及び工事名のうち, 個人に関する事項は, 個人に関する情報であって, 特定の個人を識別することができるものであるため) ・呉市情報公開条例第9条第3号に該当(請負金額は, 当該事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報であるため)	2号, 3号
111	請求	令和7年9月30日	市長	都市部	建築指導課	建設工事に係る資材の再資源に関する法律対象工事に係る届出受付(令和7年9月23日から令和7年9月29日まで)	部分公開	届出者氏名, 届出者住所(転居前), 届出者住所(転居後), 届出者住所(転居先), 電話番号及び工事名のうち, 個人に関する事項, 請負金額	・個人情報の保護に関する法律第70条及び呉市情報公開条例第9条第2号に該当(届出者指名, 届出者住所, 電話番号及び工事名のうち, 個人に関する事項は, 個人に関する情報であって, 特定の個人を識別することができるものであるため) ・呉市情報公開条例第9条第3号に該当(請負金額は, 当該事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報であるため)	2号, 3号
112	請求	令和7年10月6日	市長	都市部	建築指導課	建設工事に係る資材の再資源に関する法律対象工事に係る届出受付(令和7年9月30日から令和7年10月6日まで)	部分公開	届出者氏名, 届出者住所(転居前), 届出者住所(転居後), 届出者住所(転居先), 電話番号及び工事名のうち, 個人に関する事項, 請負金額	・個人情報の保護に関する法律第70条及び呉市情報公開条例第9条第2号に該当(届出者指名, 届出者住所, 電話番号及び工事名のうち, 個人に関する事項は, 個人に関する情報であって, 特定の個人を識別することができるものであるため) ・呉市情報公開条例第9条第3号に該当(請負金額は, 当該事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報であるため)	2号, 3号
113	請求	令和7年10月14日	市長	都市部	建築指導課	建設工事に係る資材の再資源に関する法律対象工事に係る届出受付(令和7年10月7日から令和7年10月13日まで)	部分公開	届出者氏名, 届出者住所(転居前), 届出者住所(転居後), 届出者住所(転居先), 電話番号及び工事名のうち, 個人に関する事項, 請負金額	・個人情報の保護に関する法律第70条及び呉市情報公開条例第9条第2号に該当(届出者指名, 届出者住所, 電話番号及び工事名のうち, 個人に関する事項は, 個人に関する情報であって, 特定の個人を識別することができるものであるため) ・呉市情報公開条例第9条第3号に該当(請負金額は, 当該事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報であるため)	2号, 3号

請求の内容							決定の内容			
整理 番号	請求 ・ 申出	受付年月日	実施機関	担当部等	担当課等	公文書の件名等	決定等の内容	部分公開の場合の 公開をしない部分	公開をしない理由	公開をしない場 合の条例第9条 該当号
114	請求	令和7年10月20日	市長	都市部	建築指導課	建設工事に係る資材の再資源に関する法律対象工事に係る届出受付(令和7年10月14日から令和7年10月20日まで)	部分公開	届出者氏名, 届出者住所(転居前), 届出者住所(転居後), 届出者住所(転居先), 電話番号及び工事名のうち, 個人に関する事項, 請負金額	・個人情報の保護に関する法律第70条及び呉市情報公開条例第9条第2号に該当(届出者指名, 届出者住所, 電話番号及び工事名のうち, 個人に関する事項は, 個人に関する情報であって, 特定の個人を識別することができるものであるため) ・呉市情報公開条例第9条第3号に該当(請負金額は, 当該事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報であるため)	2号, 3号
115	請求	令和7年10月27日	市長	都市部	建築指導課	建設工事に係る資材の再資源に関する法律対象工事に係る届出受付(令和7年10月21日から令和7年10月27日まで)	部分公開	届出者氏名, 届出者住所(転居前), 届出者住所(転居後), 届出者住所(転居先), 電話番号及び工事名のうち, 個人に関する事項, 請負金額	・個人情報の保護に関する法律第70条及び呉市情報公開条例第9条第2号に該当(届出者指名, 届出者住所, 電話番号及び工事名のうち, 個人に関する事項は, 個人に関する情報であって, 特定の個人を識別することができるものであるため) ・呉市情報公開条例第9条第3号に該当(請負金額は, 当該事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報であるため)	2号, 3号
116	請求	令和7年11月4日	市長	都市部	建築指導課	建設工事に係る資材の再資源に関する法律対象工事に係る届出受付(令和7年10月28日から令和7年11月3日まで)	部分公開	届出者氏名, 届出者住所(転居前), 届出者住所(転居後), 届出者住所(転居先), 電話番号及び工事名のうち, 個人に関する事項, 請負金額	・個人情報の保護に関する法律第70条及び呉市情報公開条例第9条第2号に該当(届出者指名, 届出者住所, 電話番号及び工事名のうち, 個人に関する事項は, 個人に関する情報であって, 特定の個人を識別することができるものであるため) ・呉市情報公開条例第9条第3号に該当(請負金額は, 当該事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報であるため)	2号, 3号
117	請求	令和7年11月10日	市長	都市部	建築指導課	建設工事に係る資材の再資源に関する法律対象工事に係る届出受付(令和7年11月4日から令和7年11月10日まで)	部分公開	届出者氏名, 届出者住所(転居前), 届出者住所(転居後), 届出者住所(転居先), 電話番号及び工事名のうち, 個人に関する事項, 請負金額	・個人情報の保護に関する法律第70条及び呉市情報公開条例第9条第2号に該当(届出者指名, 届出者住所, 電話番号及び工事名のうち, 個人に関する事項は, 個人に関する情報であって, 特定の個人を識別することができるものであるため) ・呉市情報公開条例第9条第3号に該当(請負金額は, 当該事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報であるため)	2号, 3号
118	請求	令和7年11月17日	市長	都市部	建築指導課	建設工事に係る資材の再資源に関する法律対象工事に係る届出受付(令和7年11月11日から令和7年11月17日まで)	部分公開	届出者氏名, 届出者住所(転居前), 届出者住所(転居後), 届出者住所(転居先), 電話番号及び工事名のうち, 個人に関する事項, 請負金額	・個人情報の保護に関する法律第70条及び呉市情報公開条例第9条第2号に該当(届出者指名, 届出者住所, 電話番号及び工事名のうち, 個人に関する事項は, 個人に関する情報であって, 特定の個人を識別することができるものであるため) ・呉市情報公開条例第9条第3号に該当(請負金額は, 当該事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報であるため)	2号, 3号

請求の内容							決定の内容			
整理 番号	請求 ・ 申出	受付年月日	実施機関	担当部等	担当課等	公文書の件名等	決定等の内容	部分公開の場合の 公開をしない部分	公開をしない理由	公開をしない場 合の条例第9条 該当号
119	請求	令和7年11月25日	市長	都市部	建築指導課	建設工事に係る資材の再資源に関する法律対象工事に係る届出受付(令和7年11月18日から令和7年11月24日まで)	部分公開	届出者氏名, 届出者住所(転居前), 届出者住所(転居後), 届出者住所(転居先), 電話番号及び工事名のうち, 個人に関する事項, 請負金額	・個人情報の保護に関する法律第70条及び呉市情報公開条例第9条第2号に該当(届出者指名, 届出者住所, 電話番号及び工事名のうち, 個人に関する事項は, 個人に関する情報であって, 特定の個人を識別することができるものであるため) ・呉市情報公開条例第9条第3号に該当(請負金額は, 当該事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報であるため)	2号, 3号
120	請求	令和7年12月2日	市長	都市部	建築指導課	建設工事に係る資材の再資源に関する法律対象工事に係る届出受付(令和7年11月25日から令和7年12月1日まで)	部分公開	届出者氏名, 届出者住所(転居前), 届出者住所(転居後), 届出者住所(転居先), 電話番号及び工事名のうち, 個人に関する事項, 請負金額	・個人情報の保護に関する法律第70条及び呉市情報公開条例第9条第2号に該当(届出者指名, 届出者住所, 電話番号及び工事名のうち, 個人に関する事項は, 個人に関する情報であって, 特定の個人を識別することができるものであるため) ・呉市情報公開条例第9条第3号に該当(請負金額は, 当該事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報であるため)	2号, 3号
121	請求	令和7年12月8日	市長	都市部	建築指導課	建設工事に係る資材の再資源に関する法律対象工事に係る届出受付(令和7年12月2日から令和7年12月8日まで)	部分公開	届出者氏名, 届出者住所(転居前), 届出者住所(転居後), 届出者住所(転居先), 電話番号及び工事名のうち, 個人に関する事項, 請負金額	・個人情報の保護に関する法律第70条及び呉市情報公開条例第9条第2号に該当(届出者指名, 届出者住所, 電話番号及び工事名のうち, 個人に関する事項は, 個人に関する情報であって, 特定の個人を識別することができるものであるため) ・呉市情報公開条例第9条第3号に該当(請負金額は, 当該事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報であるため)	2号, 3号
122	請求	令和7年12月16日	市長	都市部	建築指導課	建設工事に係る資材の再資源に関する法律対象工事に係る届出受付(令和7年12月9日から令和7年12月15日まで)	部分公開	届出者氏名, 届出者住所(転居前), 届出者住所(転居後), 届出者住所(転居先), 電話番号及び工事名のうち, 個人に関する事項, 請負金額	・個人情報の保護に関する法律第70条及び呉市情報公開条例第9条第2号に該当(届出者指名, 届出者住所, 電話番号及び工事名のうち, 個人に関する事項は, 個人に関する情報であって, 特定の個人を識別することができるものであるため) ・呉市情報公開条例第9条第3号に該当(請負金額は, 当該事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報であるため)	2号, 3号
123	請求	令和7年12月23日	市長	都市部	建築指導課	建設工事に係る資材の再資源に関する法律対象工事に係る届出受付(令和7年12月16日から令和7年12月22日まで)	部分公開	届出者氏名, 届出者住所(転居前), 届出者住所(転居後), 届出者住所(転居先), 電話番号及び工事名のうち, 個人に関する事項, 請負金額	・個人情報の保護に関する法律第70条及び呉市情報公開条例第9条第2号に該当(届出者指名, 届出者住所, 電話番号及び工事名のうち, 個人に関する事項は, 個人に関する情報であって, 特定の個人を識別することができるものであるため) ・呉市情報公開条例第9条第3号に該当(請負金額は, 当該事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報であるため)	2号, 3号

請求の内容							決定の内容			
整理 番号	請求 ・ 申出	受付年月日	実施機関	担当部等	担当課等	公文書の件名等	決定等の内容	部分公開の場合の 公開をしない部分	公開をしない理由	公開をしない場 合の条例第9条 該当号
124	請求	令和8年1月6日	市長	都市部	建築指導課	建設工事に係る資材の再資源に関する法律対象工事に係る届出受付(令和7年12月23日から令和8年1月5日まで)	部分公開	届出者氏名, 届出者住所(転居前), 届出者住所(転居後), 届出者住所(転居先), 電話番号及び工事名のうち, 個人に関する事項, 請負金額	・個人情報の保護に関する法律第70条及び呉市情報公開条例第9条第2号に該当(届出者指名, 届出者住所, 電話番号及び工事名のうち, 個人に関する事項は, 個人に関する情報であって, 特定の個人を識別することができるものであるため) ・呉市情報公開条例第9条第3号に該当(請負金額は, 当該事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報であるため)	2号, 3号
125	請求	令和8年1月13日	市長	都市部	建築指導課	建設工事に係る資材の再資源に関する法律対象工事に係る届出受付(令和8年1月6日から令和8年1月12日まで)	部分公開	届出者氏名, 届出者住所(転居前), 届出者住所(転居後), 届出者住所(転居先), 電話番号及び工事名のうち, 個人に関する事項, 請負金額	・個人情報の保護に関する法律第70条及び呉市情報公開条例第9条第2号に該当(届出者指名, 届出者住所, 電話番号及び工事名のうち, 個人に関する事項は, 個人に関する情報であって, 特定の個人を識別することができるものであるため) ・呉市情報公開条例第9条第3号に該当(請負金額は, 当該事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報であるため)	2号, 3号
126	請求	令和8年1月20日	市長	都市部	建築指導課	建設工事に係る資材の再資源に関する法律対象工事に係る届出受付(令和8年1月13日から令和8年1月19日まで)	部分公開	届出者氏名, 届出者住所(転居前), 届出者住所(転居後), 届出者住所(転居先), 電話番号及び工事名のうち, 個人に関する事項, 請負金額	・個人情報の保護に関する法律第70条及び呉市情報公開条例第9条第2号に該当(届出者指名, 届出者住所, 電話番号及び工事名のうち, 個人に関する事項は, 個人に関する情報であって, 特定の個人を識別することができるものであるため) ・呉市情報公開条例第9条第3号に該当(請負金額は, 当該事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報であるため)	2号, 3号
127	請求	令和8年1月26日	市長	都市部	建築指導課	建設工事に係る資材の再資源に関する法律対象工事に係る届出受付(令和8年1月20日から令和8年1月26日まで)	部分公開	届出者氏名, 届出者住所(転居前), 届出者住所(転居後), 届出者住所(転居先), 電話番号及び工事名のうち, 個人に関する事項, 請負金額	・個人情報の保護に関する法律第70条及び呉市情報公開条例第9条第2号に該当(届出者指名, 届出者住所, 電話番号及び工事名のうち, 個人に関する事項は, 個人に関する情報であって, 特定の個人を識別することができるものであるため) ・呉市情報公開条例第9条第3号に該当(請負金額は, 当該事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報であるため)	2号, 3号
128	請求	令和8年2月2日	市長	都市部	建築指導課	建設工事に係る資材の再資源に関する法律対象工事に係る届出受付(令和8年1月27日から令和8年2月2日まで)	部分公開	届出者氏名, 届出者住所(転居前), 届出者住所(転居後), 届出者住所(転居先), 電話番号及び工事名のうち, 個人に関する事項, 請負金額	・個人情報の保護に関する法律第70条及び呉市情報公開条例第9条第2号に該当(届出者指名, 届出者住所, 電話番号及び工事名のうち, 個人に関する事項は, 個人に関する情報であって, 特定の個人を識別することができるものであるため) ・呉市情報公開条例第9条第3号に該当(請負金額は, 当該事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報であるため)	2号, 3号

請求の内容							決定の内容			
整理 番号	請求 ・ 申出	受付年月日	実施機関	担当部等	担当課等	公文書の件名等	決定等の内容	部分公開の場合の 公開をしない部分	公開をしない理由	公開をしない場合の 条例第9条 該当号
129	請求	令和8年2月6日	市長	都市部	建築指導課	建設工事に係る資材の再資源に関する法律対象工事に係る届出受付(令和8年2月3日から令和8年2月9日まで)	部分公開	届出者氏名, 届出者住所(転居前), 届出者住所(転居後), 届出者住所(転居先), 電話番号及び工事名のうち, 個人に関する事項, 請負金額	・個人情報の保護に関する法律第70条及び呉市情報公開条例第9条第2号に該当(届出者指名, 届出者住所, 電話番号及び工事名のうち, 個人に関する事項は, 個人に関する情報であって, 特定の個人を識別することができるものであるため) ・呉市情報公開条例第9条第3号に該当(請負金額は, 当該事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報であるため)	2号, 3号
130	請求	令和8年2月17日	市長	都市部	建築指導課	建設工事に係る資材の再資源に関する法律対象工事に係る届出受付(令和8年2月10日から令和8年2月16日まで)	部分公開	届出者氏名, 届出者住所(転居前), 届出者住所(転居後), 届出者住所(転居先), 電話番号及び工事名のうち, 個人に関する事項, 請負金額	・個人情報の保護に関する法律第70条及び呉市情報公開条例第9条第2号に該当(届出者指名, 届出者住所, 電話番号及び工事名のうち, 個人に関する事項は, 個人に関する情報であって, 特定の個人を識別することができるものであるため) ・呉市情報公開条例第9条第3号に該当(請負金額は, 当該事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報であるため)	2号, 3号
131	請求	令和8年2月24日	市長	都市部	建築指導課	建設工事に係る資材の再資源に関する法律対象工事に係る届出受付(令和8年2月17日から令和8年2月23日まで)	部分公開	届出者氏名, 届出者住所(転居前), 届出者住所(転居後), 届出者住所(転居先), 電話番号及び工事名のうち, 個人に関する事項, 請負金額	・個人情報の保護に関する法律第70条及び呉市情報公開条例第9条第2号に該当(届出者指名, 届出者住所, 電話番号及び工事名のうち, 個人に関する事項は, 個人に関する情報であって, 特定の個人を識別することができるものであるため) ・呉市情報公開条例第9条第3号に該当(請負金額は, 当該事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報であるため)	2号, 3号
132	請求	令和8年3月3日	市長	都市部	建築指導課	建設工事に係る資材の再資源に関する法律対象工事に係る届出受付(令和8年2月24日から令和8年3月2日まで)	部分公開	届出者氏名, 届出者住所(転居前), 届出者住所(転居後), 届出者住所(転居先), 電話番号及び工事名のうち, 個人に関する事項, 請負金額	・個人情報の保護に関する法律第70条及び呉市情報公開条例第9条第2号に該当(届出者指名, 届出者住所, 電話番号及び工事名のうち, 個人に関する事項は, 個人に関する情報であって, 特定の個人を識別することができるものであるため) ・呉市情報公開条例第9条第3号に該当(請負金額は, 当該事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報であるため)	2号, 3号
133	請求	令和8年3月9日	市長	都市部	建築指導課	建設工事に係る資材の再資源に関する法律対象工事に係る届出受付(令和8年3月3日から令和8年3月9日まで)	部分公開	届出者氏名, 届出者住所(転居前), 届出者住所(転居後), 届出者住所(転居先), 電話番号及び工事名のうち, 個人に関する事項, 請負金額	・個人情報の保護に関する法律第70条及び呉市情報公開条例第9条第2号に該当(届出者指名, 届出者住所, 電話番号及び工事名のうち, 個人に関する事項は, 個人に関する情報であって, 特定の個人を識別することができるものであるため) ・呉市情報公開条例第9条第3号に該当(請負金額は, 当該事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報であるため)	2号, 3号

請求の内容							決定の内容			
整理 番号	請求 ・ 申出	受付年月日	実施機関	担当部等	担当課等	公文書の件名等	決定等の内容	部分公開の場合の 公開をしない部分	公開をしない理由	公開をしない場合の 条例第9条 該当号
134	請求	令和8年3月16日	市長	都市部	建築指導課	建設工事に係る資材の再資源に関する法律対象工事に係る届出受付(令和8年3月10日から令和8年3月16日まで)	部分公開	届出者氏名, 届出者住所(転居前), 届出者住所(転居後), 届出者住所(転居先), 電話番号及び工事名のうち, 個人に関する事項, 請負金額	・個人情報の保護に関する法律第70条及び呉市情報公開条例第9条第2号に該当(届出者指名, 届出者住所, 電話番号及び工事名のうち, 個人に関する事項は, 個人に関する情報であって, 特定の個人を識別することができるものであるため) ・呉市情報公開条例第9条第3号に該当(請負金額は, 当該事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報であるため)	2号, 3号
135	請求	令和8年3月23日	市長	都市部	建築指導課	建設工事に係る資材の再資源に関する法律対象工事に係る届出受付(令和8年3月17日から令和8年3月23日まで)	部分公開	届出者氏名, 届出者住所(転居前), 届出者住所(転居後), 届出者住所(転居先), 電話番号及び工事名のうち, 個人に関する事項, 請負金額	・個人情報の保護に関する法律第70条及び呉市情報公開条例第9条第2号に該当(届出者指名, 届出者住所, 電話番号及び工事名のうち, 個人に関する事項は, 個人に関する情報であって, 特定の個人を識別することができるものであるため) ・呉市情報公開条例第9条第3号に該当(請負金額は, 当該事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報であるため)	2号, 3号
136	請求	令和7年5月30日	市長	土木部	土木総務課	音戸の瀬戸公園再整備事業に関する公募型プロポーザル実施以降の民間事業者との協議録	部分公開	・民間事業者の氏名及び役職 ・事業計画等, 事業活動上の秘密に関する事項 ・呉市内部での意思決定に関わる事項	・呉市情報公開条例第9条第2号に該当 個人に関する情報であるため。 ・呉市情報公開条例第9条第3号に該当 法人に関する情報であり, 公にすることにより正当な利益を害するおそれがあるため。 ・呉市情報公開条例第9条第5号及び第6号に該当 事業に関する情報であり, 公にすることにより率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため。	2号, 3号, 5号, 6号
137	請求	令和7年5月30日	市長	土木部	土木総務課	音戸の瀬戸公園再整備事業に関する公募型プロポーザル実施以降の民間事業者との協議録	非公開		サウンディング型市場調査の募集時において, 相手方の事業者が特定できる情報や作成資料について, 非公開を条件としており, また, 公にすることにより, 率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため。	5号, 7号
138	申出	令和7年8月28日	市長	土木部	土木総務課	市道の平面図(縮尺1/500~1/2500程度の道路形状が分かる資料) ・焼山矢野宣(令和7年10月開通予定の延長95m) ・横路1丁目白石線(令和8年3月開通予定の延長82m) ・横路4丁目白石線(令和8年3月開通予定の延長172m)	公開			
139	申出	令和7年8月28日	市長	土木部	土木総務課	市道の「供用開始告示文書」「平面図(縮尺1/500~1/2500程度の道路形状が分かる資料)」 ・中新開3丁目13号線 ・大新開3丁目3号線 ・錦19号線	公開			
140	申出	令和7年8月28日	市長	土木部	土木総務課	・大浜1丁目11号線の「供用開始告示文書」「平面図(縮尺1/500~1/2500程度の道路形状が分かる資料)」	不存在			

請求の内容							決定の内容			
整理番号	請求・申出	受付年月日	実施機関	担当部等	担当課等	公文書の件名等	決定等の内容	部分公開の場合の公開をしない部分	公開をしない理由	公開をしない場合の条例第9条該当号
141	申出	令和7年7月22日	市長	土木部	土木維持課、土木整備課	令和7年度呉市建設工事参考図書 ・農業用水路改良工事（石持水路） ・道路舗装整備工事（女子畑赤向坂線） ・道路改良工事（本通八幡町線） ・農業用水路改良工事（石ヶ鼻水路）	公開			
142	申出	令和7年11月19日	市長	土木部	土木整備課	設計図書 ①中央栈橋第二さん橋補修設計業務 ②橋梁詳細設計業務（天崎橋・車道橋） ③橋梁耐震補強設計業務（長大橋） ④広多賀谷緑地（サッカー場及び野球場）整備測量設計業務 ⑤先奥浮桟橋渡橋設計業務 ⑥広多賀谷緑地（サッカー場及び野球場）整備実施設計業務 ⑦ため池廃止測量設計業務（寒風池外9池）	公開			
143	請求	令和7年6月3日	市長	土木部	営繕課	藤脇地区雨水排水ポンプ施設機械設備工事	部分公開	藤脇地区雨水排水ポンプ施設機械設備工事に係る工事内訳書の見積による費用が含まれるもの	呉市情報公開条例第9条第6号に該当	6号
144	請求	令和7年11月29日	市長	土木部	営繕課	工事内訳書 ・呉市海事歴史科学館ミュージアムショップ棟電気設備工事 ・呉市立美術館本館・別館自動火災報知設備改修工事 ・安浦安登分団（安登西6）詰所給排水その他設備工事 ・安浦浄化センター空調設備改修工事 ・宮原小学校校舎空調その他設備工事	部分公開	業者から入手した見積書から算出される費用及び合計金額	呉市情報公開条例第9条第3号に該当業者から入手した見積書から算出される費用及び合計金額は、公にすることにより、法人等又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。	3号
145	申出	令和8年3月9日	市長	土木部	営繕課	豊浜市民センター空調設備改修工事、仁方まちづくりセンター外壁改修その他工事、仁方まちづくりセンター電気設備改修工事、仁方まちづくりセンター機械設備改修工事、吉浦まちづくりセンター外壁改修その他工事に係る工事費内訳書（種目別内訳、中科目別内訳、細目別内訳）	部分公開	見積による費用が含まれるもの	見積については、今後の積算、入札・契約事務の執行に支障が生じる恐れがあるため呉市情報公開条例第9条第6号に該当すると判断するため。	6号
146	請求	令和8年3月16日	市長	土木部	営繕課	昭和中学校東校舎電気設備盛替工事、川尻まちづくりセンター電気設備改修工事、吉浦まちづくりセンター電気設備改修工事、豊まちづくりセンター空調設備改修工事、郷原まちづくりセンター空調設備改修工事、港町小学校校舎電気設備工事に係る工事費内訳書（種目別内訳、中科目別内訳、細目別内訳）	部分公開	見積による費用が含まれるもの	見積については、今後の積算、入札・契約事務の執行に支障が生じる恐れがあるため呉市情報公開条例第9条第6号に該当すると判断するため。	6号
147	申出	令和7年8月22日	消防長	消防局	予防課	地下タンク貯蔵所、屋外タンク貯蔵所、屋内タンク貯蔵所及び一般取扱所に設置されている ・タンク容量 ・物質名（ガソリン、灯油、軽油、重油など） ・設置者の会社名 ・設置されている施設名 ・設置場所住所 ・設置場所電話番号	部分公開	一般取扱所（灯油の詰め替え販売所に限る。）以外の情報	公にすることにより、犯罪の予防又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。	4号
148	申出	令和7年11月20日	消防長	消防局	予防課	呉市消防局の管轄区域における、消防法施行令別表第一に該当する防火対象物の「所在地、敷地名（対象物名称）、用途（項分類）、棟名称、用途、階数、建物高さ、建築面積、延べ面積、構造、使用開始年月日、特定一階段等防火対象物の別」に係る情報	公開			
149	申出	令和8年3月5日	消防長	消防局	予防課	危険物タンクリスト（10,000L以上）事業所名、住所、油種（第2・第3石油類）、タンク情報（容量、設置（完成）年月日）、ライニング工事施工又は電気防食、油面計設置年月日	部分公開	給油取扱所（営業用に限る。）及び一般取扱所（灯油の詰め替え販売所に限る。）以外の情報	公にすることにより、犯罪の予防又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。	4号
150	請求	令和7年5月14日	市長（上下水道局）	技術部	水道建設課	工事番号 水管整備 第6号 広多賀谷3丁目配水管布設工事 金入り設計書（工事費内訳書・明細書・施工単価表）	公開			
151	請求	令和7年6月3日	市長（上下水道局）	技術部	浄水課	（発注者用）令和5年度呉市上下水道局建設工事設計図書（当初）【焼山ポンプ所外電気設備その他工事】 【久比沖友ポンプ所（受水場）電気設備その他工事】 （発注者用）令和6年度呉市上下水道局建設工事設計図書（当初）【大浦ポンプ所（受水場）外電気設備その他工事】	部分公開	見積書を根拠にした単価、金額及び当該設計書に用いた材料等。材料等は、現在設計、発注の工事と同様なものが多くあるため。	正当な利益を害する恐れがあるため。	3号
152	申出	令和7年7月14日	市長（上下水道局）	経営総務部	営業課	平成30年6月21日及び令和5年6月26日公告の「呉市上下水道事業検針・収納等業務」公募型プロポーザルの実施について ・選定結果（参加業者、評価項目別の採点結果がわかるもの） ・質問回答書（質問があった場合）	部分公開	平成30年6月21日及び令和5年6月26日公告の「呉市上下水道事業検針・収納等業務」公募型プロポーザルの実施について ・選定結果（見積額）	当該事業者の競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあるものであるため	3号

請求の内容							決定の内容			
整理番号	請求・申出	受付年月日	実施機関	担当部等	担当課等	公文書の件名等	決定等の内容	部分公開の場合の公開をしない部分	公開をしない理由	公開をしない場合の条例第9条該当号
153	申出	令和7年7月22日	市長（上下水道局）	技術部	水道建設課	①水管整備第5号 焼山ひばりヶ丘町送配水管布設及びマンホール補修工事 金入り設計書（工事費内訳書・明細書・施工単価表） ②水管整備第13号 阿賀中央8丁目外配水管布設及びマンホール補修工事 金入り設計書（工事費内訳書・明細書・施工単価表） ③水管整備第8号 広名田2丁目外配水管布設及びマンホール補修工事金入り設計書（工事費内訳書・明細書・施工単価表） ④水管整備第14号 音戸町田原3丁目外配水管布設及び漁業集落管路工事 金入り設計書（工事費内訳書・明細書・施工単価表）	公開			
154	申出	令和7年9月3日	市長（上下水道局）	技術部	水道建設課	工事番号 水管整備 第17号 天応大浜1丁目外配水管布設及びマンホール補修工事 金入り設計書（工事費内訳書・明細書・施工単価表）	公開			
155	申出	令和7年12月8日	市長（上下水道局）	技術部	下水施設課	・下水道法に基づく特定施設届出事業場リスト（一覧）	公開			
156	申出	令和8年1月6日	市長（上下水道局）	技術部	水道建設課	工事番号 水管整備 第1号 休山東部幹線配水管布設工事 金入り設計書（工事費内訳書・明細書・施工単価表）	公開			
157	申出	令和8年1月16日	市長（上下水道局）	技術部	下水建設課	市内の下水道管路施設の異常に関する、住民や他課からの問い合わせへの対応を記録した結果や一覧表に関して請求いたします。具体的な情報例は下記に示します。 ※把握されており、Excel等で整理されている範囲内で構いません。 ※電子データの送付は対応しておりますでしょうか。 － 通報一件一件ごとに下記のような項目が整理された表形式や帳票などのデータを5年分程度 － 通報日時や現地調査日、完了日など － 通報の内容（通報者の属性（住民や他課、事業者など）場所の属性（住宅地や商業地、幹線道路沿い、斜面地など）） － 調査手法・人員 － 方法や機材など（目視、管口カメラ、TVカメラ調査、色水の使用、高圧洗浄車、カンツールなど） － 調査や異常への対応に当たった人数（初回調査時は市職員が二人、異常への対応（補修や修繕など）は維持管理業者による、など） － 調査結果 － 現地状況（地表面から確認できた異常など） － 異常が見つかった施設の種類やその材質・径など（管渠・人孔・汚水樹・取付管など） － 異常の種類（漏水、溢水、陥没、閉塞、逆勾配、破損、不明水など） － （崖上のマンホール内部のインバート破損により、崖下で汚水の漏水を確認（マンホール内部に色水を流したところ、崖下で流出を確認した、など記述式でも構いません。） － 上記調査結果を受けて、どのような対応をされたか － 自前対応（職員によって閉塞解消など） メールの詳細 26 － 補修・修繕（維持管理業者によるモルタル補修、Vカット工法、など） － 取替（同径の汚水樹に取替など、） － 撤去（該当施設の撤去など） － 所有者（住民等）対応（市の指定工事店一覧を渡し住民から連絡・対応していただくよう説明するなど） － 他課対応（水道漏水のため水道課に連絡など） － 経過観察他 － 出勤回数（初回調査や追加調査、監督、検査などで一つの現場に出勤した回数） － 概算費用 － 優先度や緊急度合い － 材質別布設年度別の管路管理延長の集計表	取下げ			
158	申出	令和7年5月27日	教育委員会	教育部	教育総務課	呉市教育委員会が事務を行った損害保険のうち、令和7年6月2日時点で保険契約期間内の損害賠償保険加入証の写し	部分公開	保険料分担金及び区分ごとの保険料分担金	保険料分担金から算出される区分ごとの保険料分担金は、公にされることにより法人の事業活動に対し、競争上不利を与えるおそれがあるため。	3号

請求の内容							決定の内容			
整理番号	請求・申出	受付年月日	実施機関	担当部等	担当課等	公文書の件名等	決定等の内容	部分公開の場合の公開をしない部分	公開をしない理由	公開をしない場合の条例第9条該当号
159	申出	令和7年5月29日	教育委員会	教育部	教育総務課	「第6潜水艇殉難第116回追悼式」ご臨席方お願いについて(依頼・回答)	部分公開	個人の氏名、団体の印影	個人の氏名は、公にすることにより、個人の権利利益を侵害するおそれがあるため。団体の印影は、公にすることにより、公共の安全と秩序に支障を及ぼすおそれがあるため。	2号、4号
160	請求	令和7年10月9日	教育委員会	教育部	学校教育課	第20回小中一貫教育全国サミットin呉 予算書	公開			
161	請求	令和7年10月9日	教育委員会	教育部	学校教育課	令和3年度～7年度の各年度の歳出執行簿(小中一貫教育連絡協議会に対する歳出に係るもの)	公開			
162	請求	令和7年10月9日	教育委員会	教育部	学校教育課	小中一貫教育連絡協議会へ納入した令和元年度～7年度の年度ごとの会費金額のうち、令和元年度及び令和2年度に係るもの	不存在			
163	請求	令和7年12月4日	教育委員会	教育部	学校教育課	・呉市立小・中・義務教育学校AI型デジタルドリル導入業務公募型プロポーザル実施要領 ・呉市立小・中・義務教育学校AI型デジタルドリル導入業務優先交渉権者選定委員会設置要綱 ・呉市立小・中・義務教育学校AI型デジタルドリル導入業務優先交渉権者選定委員会の開催について(通知) ・呉市立小・中・義務教育学校AI型デジタルドリル導入業務に係る公募型プロポーザルの結果	公開			
164	請求	令和7年12月4日	教育委員会	教育部	学校教育課	・呉市立小・中・義務教育学校AI型デジタルドリル導入業務採点表(総括表) ・呉市立小・中・義務教育学校AI型デジタルドリル導入業務採点集計表(書類審査) ・呉市立小・中・義務教育学校AI型デジタルドリル導入業務採点表(書類審査) ・呉市立小・中・義務教育学校AI型デジタルドリル導入業務採点表	部分公開	・委員の氏名 ・採点表の採点者名(委員の氏名)及び採点集計表の委員の役職名・氏名	委員の氏名は、審議、検討、協議等に関する情報であり、公にすることにより、今後の同種の審議等に係る率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため。 採点表の採点者名(委員の氏名)及び採点集計表の委員の役職名・氏名は、審議、検討、協議等に関する情報であり、公にすることにより、今後の同種の審議等に係る率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため。	5号
165	請求	令和7年12月4日	教育委員会	教育部	学校教育課	デジタルドリルキュビナを呉市が全小中学校採択とするまでの経過について、どのような議論があり、いつどこで決定されたかが分かる文書のうち、呉市立小・中・義務教育学校AI型デジタルドリル導入に係る選定委員会、教育委員会会議の会議録	不存在			
166	請求	令和7年12月25日	教育委員会	教育部	呉高等学校	呉市立呉高等学校の収支内訳書について	公開	なし		
167	請求	令和8年1月6日	教育委員会	教育部	学校教育課	第20回小中一貫教育全国サミットin呉決算書	部分公開	監事の氏名及び所属並びに印影	・呉市情報公開条例第9条第2号に該当 監事の氏名及び所属並びに印影は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。 ・呉市情報公開条例第9条第4号に該当 印影は、公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。	2号、4号
168	請求	令和8年3月3日	教育委員会	教育部	呉高等学校	呉市立高校への市債18,500,000円の歳出の理由と詞と内訳書と廃止予定の有無	取下げ			
169	請求	令和7年11月13日	監査委員	監査事務局		1 住民監査請求(令和7年10月20日受付分)に係る請求人の陳述の聴取の摘録(令和7年11月4日開催) 2 住民監査請求(令和7年10月20日受付分)に係る請求人の陳述の聴取の摘録(令和7年11月6日開催)	部分公開	1 請求人の氏名 2 請求人を識別することができる記述	請求人の氏名及び請求人を識別することができる記述は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため	2号